

## 平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月15日  
独立行政法人  
国立特別支援教育総合研究所

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

### 1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結を検討することをおこなった。

### 2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、今回は該当する契約がなかった。

### 3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に参加した。
- 機関内で環境配慮契約に関する周知を図った。
- 自動車の購入に係る契約については、平成19年度より公用車の廃止をおこなった。
- 建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務があれば、環境配慮型プロポーザル方式を実施する方針である。

- ESCO事業については、平成17年度に省エネルギー診断を実施しているが、今後その省エネルギー診断に基づき省エネルギー改修工事を予算要求している。